

●屋外消火栓設備の設置基準● (施行令第19条・施行規則22条)

●屋外消火栓の設置基準

1. 建築物の各部分から、消火栓のホース接続口までの水平距離が、40m以下。
2. 屋外消火栓の開閉弁は、床面からの高さが1500mm以下の位置、地下式消火栓は地盤面からの深さが600mm以内の位置、なお、地盤面下に設けるホース接続口は300mm以内に設ける。
3. 屋外消火栓設備の放水器具を格納する箱は、屋外消火栓から歩行距離5m以内に設ける。
4. 加圧送水装置の始動表示灯は赤色とし、屋外消火栓の内部又は直近に設ける。
5. 屋外消火栓には、その直近の見やすい箇所に消火栓の標識を設ける。
6. 屋外消火栓箱（放水器具を格納する箱）には、ホース格納箱と表示する。

●屋外消火栓設備の設計基準

1. 水源の量は消火栓の個数が2以上の場合、2個同時に使用した量以上の量、 $7\text{m}^3 \times 2\text{個} = 14\text{m}^3$ 以上
2. 放水圧力はノズル先端で、 0.25MPa ($2.5\text{kgf}/\text{cm}^2$) 以上で、放水量は $350\text{L}/\text{min}$ 以上とする。
3. 屋外消火栓のノズル先端に於ける放水圧力は、 0.59MPa ($6\text{kgf}/\text{cm}^2$) 以下とする。
4. 非常電源が必要。
5. 起動装置は直接操作が出来るもので、屋外消火栓箱の内部又は直近の箇所から遠隔操作が出来る。